

# OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER



## 目次

【再エネ海域利用法】

### 1 洋上風力発電に関する 日本版セントラル方式の動向

村上 智裕

【情報法】

### 2 「メタバース」における 個人データの取扱い

中山 貴博

【著作権法】

### 3 メタバースにおける 著名人のアバター化と契約実務

手代木 啓

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 【再エネ海域利用法】

# 洋上風力発電に関する 日本版セントラル 方式の動向



大江橋法律事務所  
パートナー 弁護士／ニューヨーク州弁護士  
村上 智裕

▶ PROFILE

tomohiro.murakami@ohebashiri.com

## 第1 はじめに

洋上風力発電は、再生可能エネルギーの中でも、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、その導入の促進及び拡大が期待される電源である。

政府は、「洋上風力産業ビジョン（第一次）」（令和2年12月15日、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会）において、「年間100万kW程度の区域指定を10年継続し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する」ことを目標として設定している。この目標を達成するためには、案件形成を継続的かつ加速的に行う必要がある。

現状は、事業者が初期段階の基礎調査や環境調査等を実施しており、同一海域において複数の事業者による類似した調査が行われている点で非効率であり、また地元の漁業者との操業調整の負担が発生し、これが地元の反発を招いているとの指摘もある。

そのため、政府は、案件形成の初期段階から政府や地方自治体が主導的に関与し、迅速・効率的に風況・海底地盤等の調査、系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）の確立に向けて、制度設計を進めている（「規制改革実施計画」（令和4年6月7日、閣議決定））。

昨年、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法が改正され、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）の業務に洋上風力発電に関する風況や地質構造の調査業務が追加された。そして、本年1月13日には、

JOGMECが2023年度に実施予定の調査対象区域として、北海道岩宇・南後志地区沖、北海道島牧沖、北海道檜山沖の3区域が選定された<sup>注)1</sup>。

このように、日本版セントラル方式の確立に向けた動きが進んでいる。

## 第2 運用方針[骨子]及び サイト調査の基本仕様

そして、2023年1月30日に開催された政府の委員会において、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針[骨子]（案）」及び「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様（案）」[令和5年1月暫定版]が検討され<sup>注)2</sup>、その後令和5年1月30日付「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針[骨子]」が公表された。以下では、この運用方針[骨子]の概要及び基本仕様（案）の項目について説明する。

なお、正式な「セントラル方式としてのJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様」についても2023年3月末までに策定されることが想定されるが、執筆時点では未公表である。

**注)1** 「2023年度に実施予定の洋上風力発電に関するセントラル方式による調査対象区域を選定しました」  
([https://www.mlit.go.jp/report/press/port01\\_hh\\_000256.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000256.html))

**注)2** 「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第18回）」  
([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/yojo\\_furyoku/018.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/018.html))

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

このセントラル方式は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下「再エネ海域利用法」という。)の対象となる事業について、適用されることが想定されている。

セントラル方式は、主に以下の要素から構成されている。

- 事業実施区域の指定及び発電事業者の公募
- 案件形成に向けた地域調整
- サイト調査(風況・海底地盤・気象海象)
- 系統接続の確保
- 環境影響評価
- 漁業実態調査

## 1 案件形成に向けた地域調整

発電事業を進めるためには地域の理解を得る必要があるため、適切な役割分担の観点から、地域の実情に精通した関係自治体を通じた調整が前提とされている。国は、自治体が行う地域調整や案件形成に関して、自治体における検討・調整の支援等、環境整備に努めるとされている。

## 2 サイト調査

サイト調査は、洋上風力発電設備の「基本設計」に必要な内容を対象とする。JOGMECが調査を実施して得られた情報は、再エネ海域利用法に基づく発電事業者公募手続に参加する者に提供される。調査の対象となる区域は、基本的には、「一定の準備段階に進んでいる区域」又はどの区域にも未整理な区域<sup>注)3</sup>

**注)3** 再エネ海域利用法に基づく事業者の公募は「促進区域」に指定された区域であり、「促進区域」に至るには、通常「一定の準備段階に進んでいる区域」、「有望な区域」として位置づけられる段階をへる。サイト調査の対象は「一定の準備段階に進んでいる区域」又はそれに至る前の区域が想定される。

となる。

### (1) 調査の方法及び内容

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、洋上風力発電の基本設計に必要な項目等について、産業界や学識経験者の意見も踏まえ、調査手法や仕様の整理を行っている。2022年6月に、これら調査手法・仕様の具体化に向けた中間とりまとめ(以下「中間とりまとめ」という。)が公表された<sup>注)4</sup>。基本仕様(案)は、この「中間とりまとめ」の内容をもとに、事業者へのアンケート、有識者で構成される技術委員会の意見を聴取し、策定された。今年度末に終了予定のこのNEDOの調査研究事業の結果を踏まえて、基本仕様(案)の内容は更新されることになるであろう。

洋上風力発電事業のための「基本設計」においては、①風車設置点の決定、②風力発電施設規模の設定、③風車の機種選定、④支持構造物の選定、⑤経済性の検討が実施されること、が、想定されている。セントラル方式におけるサイト調査は、この基本設計に必要な内容を対象とする。基本仕様は、このサイト調査の方法及び内容についての基本的な考え方を示すものとして策定される。

調査区域における個別状況を踏まえた具体的な調査の方法及び内容は、個別仕様として調査を実施するJOGMECによって作成される。JOGMECは、個別仕様の作成に際して、対象区域の自然的条件に加えて、地元の漁業操業等との調整を踏まえるとともに、必要に応じて、有識者や事業者等から意見を聴取することが想定されている。そのため、2023年度にJOGMECが実施する北海道の3区域における調査概要が公表され、個別仕様を定めるためにアンケートによる意見収集も行われたところである<sup>注)5</sup>。

**注)4** 「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業／各調査項目における調査手法・仕様の一般化に向けた中間とりまとめ」([https://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku\\_cyosa.html](https://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku_cyosa.html))

**注)5** 「令和5年度セントラル方式による調査計画に関するアンケート」([https://www.jogmec.go.jp/offshore-wind/offshore-wind\\_10\\_00002.html?print](https://www.jogmec.go.jp/offshore-wind/offshore-wind_10_00002.html?print))

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

基本仕様として定める調査項目等については、「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様」に定められる。[令和5年1月暫定版]で基本仕様として定められている主な調査項目は以下の通りである。

#### (ア) 風況調査

風速、風向、面的な風況、風況の長期変動トレンドなどの調査

#### (イ) 海底地盤調査

海底地形、海底面状況の調査(海底面の標高、海底地形、海底面の状況の把握)、海底の地層分布の調査(海底の地質構造や地盤状況の把握)、着床式及び浮体式の地質調査

#### (ウ) 気象海象調査

気象調査、海象調査(水位、波浪、水流、海水、海洋付着生物、洗堀など)

### (2) 調査対象区域の選定

#### (ア) 必須事項及び考慮事項

区域の選定においては、調査を迅速かつ効率的に実施する観点から、「対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者(漁業・航路等)から、調査を実施することに対する理解が得られていること」が前提条件(必須事項①)とされる。

また、法律上、JOGMECが行う洋上風力発電に係る調査は、以下のいずれか(必須事項②)に該当する地域(「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」第17条第1号及び第2号)が対象となる。

- 一 海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域
- 二 二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域

必須事項①及び②を満たす区域の中から、以下の事項(考慮事項)を勘案して、優先的に取り組む区域を選定する。

- ① 対象区域における利害関係者の特定、協議会を開始することに対する調整の状況(例えば、漁業、航行関係者に加えて、関係地域における理解の状況等も参考として考慮される。)
- ② 対象区域において想定される出力規模
- ③ その他政策的観点から洋上風力発電の推進に資する要素

③に関しては、着床式よりポテンシャルが高いものの難易度も高いと考えられる浮体式が想定される海域であること等が考慮され、浮体式を想定したサイト調査が早期に積極的に実施されることが望まれる。

#### (イ) 区域選定の手順

- ① 都道府県から提供される情報の検討
- ② 有識者を含む中立的な第三者委員会の意見の聴取
- ③ 上記の①及び②を経たうえで、経済産業省・国土交通省による区域の選定

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### (3) 費用負担の扱い

成果情報の提供を受けた者で、公募の結果、事業者に選定された者が、JOGMECが調査に要した費用を上限として、調査費用相当額をJOGMECに支払う。落札事業者による費用負担は欧州のセントラル方式で行われている国際慣行に沿った対応であると、政府は整理している。

今後、費用負担とともに、成果情報の正確性などの責任の所在が明確化されることが期待される。

## 3 系統接続の確保

再エネ海域利用法に基づく「促進区域」の指定基準の一つとして、系統確保要件(法第8条第1項第4号)がある。そのため、複数の事業者によって同一区域で重複した系統確保が行われると、本来接続可能な他電源の接続が制約される可能性がある。また、区域の発電出力規模が、事業者が確保した系統容量に依存するため、発電ポテンシャルを踏まえた適切な出力規模にならない可能性もある。そこで、政府は、適切な出力規模に応じて必要な系統容量を暫定的に確保する仕組み(ノンファーム型接続<sup>注</sup>6)を前提とする方法を含む。)を検討している。将来は、事業者による系統確保を求めない方向に移行していくことが想定されている。

## 4 環境評価

現在、再エネ海域利用法に基づく選定事業者は、別途、環境アセスメントを実施する必要がある。実際には、事業者選定の前から、初期段階の環境アセスメント手続を開始する事業者が増加している。しかし、重複する環境アセスメントは非効率であるし、地元の利害関係者の負担を伴う。欧州には、国が主体となって一定程度の環境アセスメントを実施しているデンマーク、オランダ等の国々もあるようである。政府の「規制改革実施計画」をうけ

て、経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、令和4年度から洋上風力発電における環境アセスメント制度の在り方を検討中である。

今回の運用方針[骨子]では具体的な内容は示されなかったが、環境影響評価においては事業の実施前に4種類の図書(配慮書、方法書、準備書及び評価書)が作成されるところ、一定の段階までの図書の作成等についてはセントラル方式において政府関係機関によって実施されることが期待される。

## 5 漁業実態調査

漁業実態調査は、対象海域及びその周辺における、「漁業操業の実態」及び「水産資源の実態」の二つの要素から構成される。漁業操業の実態に関する情報は、利害関係者の特定と利害関係者との調整のための前提として必要となる。都道府県が中心となってかかる情報を整理する。水産資源の実態に関しては、再エネ海域利用法に基づく法定の協議会における議論を経て確定された事項をもとに、選定事業者が必要な調査を実施する。

今回の運用方針[骨子]では、国が漁業実態調査にどのように関与するのかが明確にされていないが、国の積極的な関与が望まれる。

また、近年、排他的経済水域(EEZ)において洋上風力発電を可能とするための環境整備に対するニーズが高まっているため、EEZにおける洋上風力発電に関する議論が内閣府を中心に進んでいる。海域が遠くなればなるほど調査は困難となるため、EEZにおける洋上風力発電については国の関与がより重要となるだろう。

**注**6 ノンファーム型接続は、発電した電気を流すために必要となる系統の容量をあらかじめ確保するのではなく、系統の容量に空きがあるときにそれを活用し、空きがなくなったときは発電量の出力制御を行うことを前提に、新しい電源を接続する方法である。ノンファーム型接続は、2021年1月から順次基幹系統に適用開始され、2023年4月からはローカル系統にも適用拡大されることが予定されている。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第3 おわりに

冒頭で紹介したとおり、JOGMECが2023年度実施するセントラル方式による調査の対象区域(北海道の3区域)が選定された。規制改革実施計画で示された、セントラル方式を前提とした事業者公募の2025年度内実施を目指して、今後さらに、洋上風力発電に係るセントラル方式についての政府による検討が進展し、運用方針、基本仕様等がアップデートされ、継続的かつ加速的な案件形成に寄与することを期待したい。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 【情報法】

# 「メタバース」における 個人データの取扱い



大江橋法律事務所  
パートナー 弁護士 / ニューヨーク州弁護士  
中山 貴博

▶ PROFILE

takahiro.nakayama@ohebash.com

## 第1 はじめに

Metaに社名変更したFacebookが毎年100億ドル(約1.4兆円)をメタバースに投資すると宣言して、約1年が経過しました。金額を聞くと凄まじいインパクトである一方で、自らの身の回りにおける具体的な変化を感じている方はまだ多くないようにも思えます。もしかすると無意識のうちに、もう少し劇的な何かを期待しているのかもしれない。

また、「メタバース」というキーワードがいわゆるパスワードになる傍らで、その近辺において「Web3.0」、「NFT」、「ブロックチェーン」といったパスワードと一緒に登場することもあり、これらがどのような関係にあり、我々の生活にどのような影響を及ぼすのかをイメージしにくい側面もあるのではないかと思います。

本稿では、メタバースというものがどういうもので、我々の生活にどのようにして関与してくる可能性があり、また、そのようなメタバース環境において個人データをどのように取り扱うべきかという点を検討します。

## 第2 メタバースというパスワードの中身

### 1 メタバースの概要

「メタバース」という用語に関しては様々な定義付けが試みられていますが、概要を理解するためには「仮想世界」と捉えておけば

問題ないと思います<sup>注)1</sup>。1992年に出版された「スノウ クラッシュ」<sup>注)2</sup>において登場した「Metaverse」という造語が、今になって脚光を浴びているのですが、過去の例を引き合いに出せば、2003年に登場した「セカンドライフ」や1999年に公開された映画「マトリックス」の世界が近いかもしれません。これらはいずれも、現実世界ではない「仮想世界」における活動を描いたものとなります<sup>注)3</sup>。

### 2 メタバースと他のパスワードとの関係

メタバースはWeb3.0と関連付けて論じられることが多いと思います。ただ、メタバースとWeb3.0を関連付けることは必然でないという見解も多く、本項ではこの点について概要を検討します。

そもそもWeb3.0の定義自体が必ずしも明確ではありませんが、Web1.0からの潮流を概観すると少し見えてくるものがあるかもしれません。

Web1.0、Web2.0、Web3.0といった流れは、「read(読む)」、

**注)1** 岡嶋裕史「メタバースとは何か ネット上の『もう一つの世界』」(光文社、2022)は、「メタバースは、まだ辞書には載っていない言葉だが、辞書的な定義を書けば「サイバー空間における仮想世界」になるだろう。「サイバー空間」がわかりにくければ、そこを「インターネット」と読み替えてしまってもいいと思う。」として、メタバースを「インターネットにおける仮想世界」と表現しています。

**注)2** Neal Stephenson「Snow Crash(Bantam Spectra Books、1992)」

**注)3** マトリックスの世界では、2199年(頃)における現実世界で人間はただ眠っており、エネルギーを搾取されながらも現実世界さながらの仮想世界において快適な生活を送っていたというものでした。ここで描かれていた世界が現実化することは俄かに信じ難い(信じたくない)ですが、もしかすると、マトリックスの世界のように、仮想世界を現実世界と錯覚するような世界が訪れるのかもしれない。現時点でも、学校、職場、習い事教室、テーマパークや婚活といった様々なサービスもメタバース上で提供されており、「仮想」が「現実」の一部に取って代わっていきはじめています。「現実」と「仮想」の区別というものごとのように変遷していくのは筆者としても興味深いと感じています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「write(書く)」、「own(所有する)」といった特性を有するように遷移していると言われることがあります。インターネットの商業利用が日本で開始された1993年以降、我々一般ユーザーは、企業や組織が記載した記事やニュースを読むことができましたが、HPを立ち上げる等して自らの記事を世界に発信することは相当の知識がないと難しいものでした。しかし、2000年代初頭以降、各種プラットフォームを通じて、我々は、自らの記事を書いて発信することが容易になりました。SNSを通じた日記、写真や動画の投稿、ブログの公開といった点が身近な例となります。Web3.0では、(どのようにして実現するのかは様々な試行錯誤がありますが)プラットフォームを介することなく個人と個人を繋ぐことで、記事を発信できることに加え、それを所有し、当該発信にまつわる権利関係を自らコントロールできる点が特性となるとされています。

これを踏まえてメタバースに目を向けると、メタバースを提供するプラットフォームの存在と、Web3.0が謳う個人と個人を繋ぐという点が必ずしも整合しない可能性があるという点に気付いていたかと思います。そのため、筆者としては、少なくとも現時点においては「Web3.0」と「メタバース」を一緒に論じる必要はなく、それぞれの特性を踏まえて何ができるかを検証することがよいと考えています<sup>注)4</sup>。

そこで以下では、「メタバース」すなわち「仮想世界」において何ができるのか、現実世界におけるデータの取扱いと異なる場面があるのかといった点について検討します。

## 第3 メタバース上における個人データの取扱い

### 1 メタバースにおける登場人物

メタバースは仮想世界であるがゆえにその世界を提供する事業者(プラットフォーム)や、その世界において商品やサービスを提供する事業者(サービス提供者)が存在します。我々(ユーザー)は、このようなプラットフォームが用意する空間において、サービス提供者によるサービスを楽しむことが可能となります。また、仮想世界にアクセスするために利用するデバイスを提供する事業者(デバイスメーカー)等も存在します<sup>注)5</sup>。

### 2 メタバースにおいて発生する個人データの種類と取得可能性及び粒度

極論を申し上げれば、メタバースにおいて発生する個人データは現実世界において発生するものと変わりはないはずです。すなわち、我々の日常生活においては、氏名・住所・性別・生年月日といった情報に、職業や役職、勤務地といった情報が加えられ、これに日々の移動・購買・健康等に関する様々な個人情報が付加され、種々の個人データが日々発生しています。

メタバースにおいては、アバターという存在を通じて活動することになるものの、プラットフォームへの登録時やサービス提供者の利用時において氏名や職業等を入力し、その後の購買履歴等が付加されていく形で個人データが発生するであろうことから、

**注)4** デジタル庁「Web3.0研究会」における、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社作成の「Web3.0研究会報告書」においては、「現時点で存在するメタバースは、その多くがいわゆるWeb2.0型(運営者が存在し、中央集権的にシステムが構築されている)のものであるが、今後Web3.0型のメタバースが構築されていく可能性がある。」(33頁)とされており、将来において、Web3.0とメタバースが融合していくことがありうるのかもしれませんが(<https://www.digital.go.jp/councils/web3/>)。これにより何ができるようになるのかは、筆者も楽しみに待ちたいと思います。

**注)5** このようなメタバース上での登場人物については、経済産業省「[仮想空間の今後の可能性と諸課題に関する調査分析事業]の報告書を取りまとめました」における、KPMGコンサルティング株式会社作成の「【報告書】令和2年度コンテンツ海外展開促進事業(仮想空間の今後の可能性と諸課題に関する調査分析事業)11頁参照(<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210713001/20210713001.html>)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



発生する情報の性質としては、両者に大差は無いであろうと考えます。

そして両者の大きな違いは、その取得可能性及び粒度にあるのではないかと考えます。現実世界においては、例えばスマホを持たずにコンビニに行き、現金で商品を購入した場合、移動・購買に関するデータが発生しますが、多くの場合誰にも取得されません<sup>注6</sup>。スマホを通じて位置情報を取得しても、「XXXビルにいるのは分かるが何階にあるどの店にいるかは分からない」という粒度で取得されるにとどまる場合もあるでしょう。

他方で、メタバースにおいては、その一挙手一投足の全てをデータとして保存することが可能かつ容易です。例えば、「2023年4月2日13時43分27秒においてメタバース空間におけるYYYショップに入店し、商品α、β、γを閲覧した上で、入店から8分33秒後にαを購入した」といったような、より粒度の高い情報を取得することができます。さらには、VRゴーグルやフェイシャルトラッカー<sup>注7</sup>を通じて目や唇がどのように動いたかといったデータも詳細に取得でき、上記の情報に、「αとγを何秒見た」「入店してすぐに視線を向けたのはβだった」といったデータが取得される可能性もあります。

このように、メタバースにおいては、現実世界でも発生しているデータを、容易に取得でき、かつ、その粒度が著しく細かい点が大きな特徴になると考えます。

### 3 利用目的特定の重要性

データを大量かつ詳細に取得できるとなると、そのようなデータを有効に活用する途を探しくなります。他方で、「いつか役に立つかもしれないから念のため」といった形で計画性なくデータを取

**注6** 知り合いと会ったり、監視カメラに撮影されているかもしれませんが、あくまで散在情報として整理されることがほとんどであろうと考えます。

**注7** いわゆる「VTuber」が人間の動きと合わせて動く映像をご覧になられたことがある方もおられるかと思いますが、このような際に、人間とVTuberの行動をリンクさせることできるデバイスの一つがフェイシャルトラッカーです。

集することは、利用目的の特定義務（個人情報保護法17条1項）に反するばかりか、安全管理措置（同法23条）の観点からも好ましくありません。さらには、膨大なデータをユーザーが提供するメタバースにおいては、ユーザーに対して適切な説明を行うことが事業者としての信頼を得る重要なポイントとなるため、不用意にデータを収集するという行為は、そのみをもってしてユーザーの信頼を失う行為に繋がりがかねません。

そのため、どのようなデータを何のために利用するのかという点を、今まで以上に詳細に検討することが必要となります。もしかすると、入店時によく見られる場所が分かれば、メタバース上のみならず実世界での店舗レイアウトを構築することに役立つかもしれません。重要な点は、その利用目的をユーザー、引いては世間一般に対して説明し、納得を得ることです。納得を得ることができないような利用目的を掲げるべきではありませんし、そうであれば当該データは不要として取得しないという判断をすることが、ユーザーの信頼を獲得する有効な方法になります。

### 4 個人情報の取得主体の整理

メタバースを提供する主体がプラットフォームとなることから、メタバース環境で発生する全てのデータをプラットフォームが取得することになるかもしれません。また、ユーザーがサービス提供者を利用すれば、ユーザーからサービス提供者にデータが提供されることになります。その際、プラットフォームからサービス提供者に対して必要な情報が提供されるかもしれませんし、反対に、サービス提供者が取得したデータがプラットフォームに提供されるかもしれません。

また、VRゴーグルやフェイシャルトラッカーの利用に関するデータは、デバイスメーカーが取得し自らのR&Dに活用する可能性もありますし、それらのデータがプラットフォームやサービス提供者に提供される可能性もあります。

メタバース上でのやり取りは全てデータ化されるため、誰がどの

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

データを取得するののかといった点、具体的には、自らがどの立場にありどのようなデータを取得しているのか、当該取得は自らのためなのか第三者のための受託者として取得しているのか、当該データを第三者に提供することはあるのかといったデータのフローを整理し、当該整理に応じた対応を取る必要があります。

## 5 適用される法令

現実世界においても、個人データ含むデータは一瞬で国境を越えて移転します。インターネットを通じて日本にいながら世界中にサービスを提供することができる反面、どの国の法令が適用されるのかという点は常に悩ましい問題となります。皆様も、欧州のGDPRやカリフォルニア州のCCPA/CPRAといった法令の適用を検討されたご経験があるかもしれません。

メタバースにおいては、現実世界では提供が困難なサービスであっても、世界中に容易に提供することができ、世界中のサービスを享受することが可能になるでしょう。そうすると、各国法の適用関係はさらに複雑になるであろうと想像しています。

例えば、GDPRは、欧州域内に拠点を持たない事業者であっても、欧州に対してサービスや商品を提供し、欧州をターゲットにしているような場合には、欧州域外の事業者に対してGDPRを適用するとしています(GDPR3条2項(a))。この「ターゲット」にしているか否かについては各種の事情を考慮することになりますが、例えば、欧州の言語を用いたサービスであることや、欧州の通貨(Euro)による決済が可能であるような場合、GDPRが適用されるという方向に傾く事情となります<sup>注)8</sup>。

CCPAが適用される「Business」はその要件として、「does

business in the State of California」(カリフォルニア州で事業を営むこと)という点を挙げます(1798.140(d)(1))。この具体的内容はCCPAでは明らかにされていませんが、カリフォルニア州税法を参照してカリフォルニア州における売上や保有不動産等の金額を基準にする考え方や、カリフォルニア州の裁判管轄が及ぶか否かという点を基準にする考え方が存在します。

メタバースにおいては、世界中にサービスを提供する過程で、もしかすると、世界中の言語を用いてサービスを提供することになるかもしれません(翻訳ソフトの活用も相俟ってこのような対応が可能になるかもしれません)。また、通貨についても、Euroのような法定通貨ではなく暗号資産が利用される可能性があります。カリフォルニア「州内」での売上や保有不動産をどのようにカウントするのかといった問題もあるかもしれません。

そうすると、既存の法令の枠組みでは対応しきれず、メタバースという仮想世界への事象に対応するための法整備が進むかもしれません。現時点で重要なのは、データの移転にともなって適用される法令が変化しうること、及び、これらの法令への対応ができる地力を養っておくことであろうと考えます。

## 6 今後の対応

以上をご覧いただくと、メタバース上での個人データの取扱いについては、メタバースゆえの特性はあるものの、基本的な対応は現実世界におけるものと大差はないと感じていただけるかもしれません。

どのようなデータを何のために取得する必要があるのかという観点から利用目的を特定しユーザーに対して適切に説明する、データの取得・提供に関するフローを正確に整理する、適用される法令を踏まえて対応を実践していくといったこれらの点は、現時点で皆様がまさに対応されていることだろうと思います。メタバースにおいては、処理されるデータが膨大かつ詳細になる関係で、これらの対応の重要性が増し、また、適用法への対応が増える可

**注)8** The European Data Protection Board「Guidelines 3/2018 on the territorial scope of the GDPR」([https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-32018-territorial-scope-gdpr-article-3-version\\_en](https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-32018-territorial-scope-gdpr-article-3-version_en)) 16~17頁参照。なお、個人情報保護委員会の仮訳については以下を参照([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chiritekitekiyouhanni\\_guideline2.1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chiritekitekiyouhanni_guideline2.1.pdf))。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

能性があるものの、現実世界における事業と同様に、基本に忠実に対応し個人データを取り扱うことが王道なのだろうと感じています。

## 第4 最後に

メタバースにおける世界がどのようなものになるかはまだまだ分かりませんが、今ある事象に適切に対応し、経験を積むことが、メタバースにおいて事業を展開する際に必ず役に立つことになります。

筆者は、留学等でアメリカ、ドイツ、マレーシアといった国に在住した経験があります。もちろん、どの国にも素晴らしい面がありますが、同時に、日本の製品やサービスの素晴らしさを常に感じていました。陸続きの国々に比べるとアクセスが悪い日本において、これ程までにインバウンド需要があることが、日本の企業やカルチャーの素晴らしさを物語っています。

メタバースにおいては、このような地理的要因を考慮する必要なく、世界中にサービスを提供することが可能になるだろうと信じています。皆様のサービスがメタバースを通じて世界中に届くことになる際に、本稿が少しでもお役に立てば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 【著作権法】

# メタバースにおける 著名人のアバター化と 契約実務



大江橋法律事務所  
弁護士／ニューヨーク州弁護士  
手代木 啓

▶ PROFILE

kei.teshirogi@ohehashi.com

## 第1 はじめに(本稿の目的)

### 1 近時のメタバースビジネスの隆盛

メタバースという言葉自体は従来から存在するものではありませんが、2021年にフェイスブックが総額100億ドルをメタバースに投資すると発表して社名も「Meta」に変更したことで、メタバースに対する世界的な注目が一気に高まり、メタバースに関連するビジネスが盛り上がりを見せています。また、ブロックチェーン技術に基づく非中央集権的な分散アプリケーション環境を実現するWeb3.0との関係においても、そのような環境を実現する空間としてメタバースの利用可能性が論じられることがあります。

このような流れを受け、日本でもビジネスにメタバースを取り入れる企業が増えています。例えば、日産自動車株式会社は2022年5月にメタバース上で新車のお披露目イベントを開催して話題となりましたし、同年12月には株式会社HIKKYが世界最大級のメタバース上の展示卸売会である「バーチャルマーケット2020 Winter」を主催し、世界中から100万人以上が来場したことで注目を浴びました。

### 2 メタバースとは

上記のとおりメタバースビジネスは急速に発展しつつありますが、新しい技術であるがゆえに必ずしもどのような法律问题が存在するかについては十分な検討がなされていない状況にあるといえます。

メタバースに関する法的議論を行うにあたっては、そもそも「メタバース」とは何かという点が問題となりますが、現時点で一般的に通用している定義はありません。例えば、「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」による「中間とりまとめ(案)」によると、「メタバース」は下図のとおり整理されています<sup>注)1</sup>。

#### メタバースの定義

仮想空間が、次の①～④を備えているものを「メタバース」とする。

- ① 利用目的に応じた**臨場感・再現性**があること(デジタルツインと同様に現実世界を再現する場合もあれば、簡略化された現実世界のモデルを構築する場合、物理法則も含め異なる世界を構築する場合もある)
- ② **自己投射性・没入感**があること
- ③ (多くの場合リアルタイムに) **インタラクティブ**であること
- ④ **誰でもが仮想世界に参加できること**(オープン性)

なお、次の⑤～⑦のいずれか又は全てを備えている場合もある。

- ⑤ 仮想世界を相互に接続しユーザが行き来したり、アバターやアイテム等を複数の仮想世界で共用したりできること(相互運用性)
- ⑥ 一時的なイベント等ではなく永続的な仮想世界であること
- ⑦ 仮想世界でも現実世界と同等の活動(例:経済活動)が行えること

**注)1** Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会「中間とりまとめ(案) (これまでの議論の整理)」4頁(2023年1月27日)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

しかし、上記の整理が後述するビジネスモデルにおいて必要となり得る契約との関係で、メタバースを過不足なく説明できているかは疑問であり、個別の契約ごとに慎重に定義づけを行う必要があります。

メタバースに限らず、新たな分野・技術における法的問題を検討するにあたっては、新たな概念の意義について必ずしも共通の認識が定着していないことを認識し、各場面に応じて合目的に定義づけを行うことが重要となります。

本稿は後述のとおり、一定のビジネスモデルにおける契約実務に関する留意点を述べることを目的とするため、当該契約内で用いる用語を定義する際の注意点について述べるにとどめ、「メタバース」の一般的な定義については深入りをしないこととします。

そこで、本稿においては、現実に存在する著名人をアバター化（インターネット上での分身としてキャラクター化）し、メタバースにおいて当該アバターを通じてエンターテインメントを提供するというビジネス（以下「本件ビジネス」といいます。）を想定し、そのようなビジネスにおいて必要となり得る契約と、当該契約を締結する際のメタバースビジネスにおける特殊な留意点を、とくに知的財産権（パブリシティ権等を含む。）の観点からご説明することを目的とします。

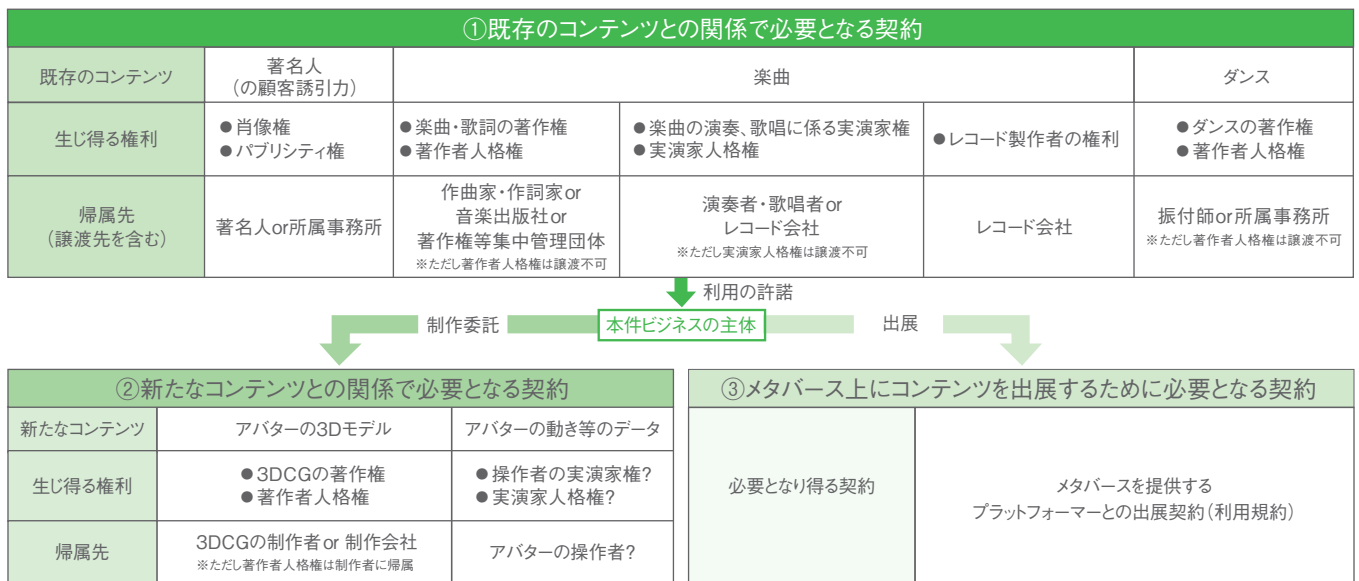
## 第2 必要となり得る契約と留意点

### 1 概観

本件ビジネスにおける契約当事者を概観すると以下の図のようになります。なお、下図に記載した契約当事者は本件ビジネスにおける利害関係人の一例であって、ビジネスの内容や権利の帰属先に応じてこれ以外の利害関係人との契約締結を検討する必要や、一主体が複数の権利の帰属主体である場合などがありますのでご留意ください。

### 3 本稿の目的

メタバースに関連するビジネスに参入する方法としては様々なものが考えられますが、メタバースが仮想現実（VR）や拡張現実（AR）を構築する側面を有することに着目すれば、そのような新たな空間において既存のエンターテインメントの新しい楽しみ方を提供するというビジネスも代表的なメタバースビジネスとして考えられるところです。



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

上図のとおり必要となり得る契約を大きく分類すると、①既存のコンテンツとの関係で必要となる契約、②新たなコンテンツとの関係で必要となる契約、③メタバース上にコンテンツを出展するために必要な契約、が考えられます。以下、それぞれの分類においていかなる当事者との間でどのような契約が必要であるか、及び契約締結上の留意点をご説明します。

## 2 既存のコンテンツとの関係で必要となる契約

### (1) 契約主体及び概要

#### (i) 著名人をアバター化するために必要な契約

現実に存在する著名人をアバター化するにあたっては、当該著名人の氏名・肖像を用いてその著名人の有する顧客誘引力を利用することになり得ますので、当該著名人の肖像権・パブリシティ権の侵害を回避するために、これらの権利の利用許諾を取得することを検討する必要があります。

裁判例上認められた権利として、個人は人格権に基づき氏名、肖像等をみだりに利用されない肖像権を有しており、その一内容として当該個人の肖像等が顧客誘引力を有する場合には当該顧客誘引力を排他的に利用するパブリシティ権を有します。最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁は、専ら肖像等の有する顧客誘引力の利用を目的とする場合、例えば①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す場合、③肖像等を商品等の広告として使用する場合には、当該肖像等の無断使用はパブリシティ権を侵害すると判断しており、著名人の容姿をリアルに再現してアバター化し、ビジネスにおいて使用する場合には上記の①乃至③のいずれかに該当する可能性があります。

したがって、著名人のアバター化にはその肖像等及びパブリシティ権を利用するためのライセンス契約を締結するこ

とを検討する必要があります。ここで、著名人が芸能事務所等に所属している場合には、パブリシティ権を当該事務所が管理している場合があり得ますので、契約締結の当事者を決定するにあたっては著名人のパブリシティ権の管理主体を確認する必要がある点には注意が必要です。

#### (ii) 既存の楽曲を利用するために必要な契約

アバターに既存の楽曲を歌わせるというようなエンターテインメントを提供する場合には、既存の楽曲に関する権利のクリアランスが必要となります。

まず、既存の楽曲・歌詞を利用する場合には、楽曲及び歌詞がそれぞれ著作物に該当し得ますので、作曲家及び作詞家からの許諾の取得を検討する必要があります。ここで音楽ビジネスにおいては、作曲家及び作詞家が自ら楽曲・作詞についての著作権管理を行わずに、音楽出版社やJASRAC等の著作権等集中管理団体に著作権を信託等している場合があります。このような場合には、利用しようとする範囲の著作権を管理している主体から許諾を得る必要がありますので、著作権の管理主体については事前に確認する必要があります。なお、作曲家及び作詞家は、その著作物及びその題号をその意に反して改変されない権利(同一性保持権)を含む著作者人格権(著作権法18乃至20条)を有しており、同権利は一身専属的なもので譲渡することはできませんので、著作権管理主体から許諾を得たとしても、著作物の利用に当たっては当該著作者人格権を侵害しないように気を付ける必要があります。あらかじめ紛争の可能性を低減するという観点からは、作曲家及び作詞家から著作者人格権を行使しない旨の合意を取り付けることが望ましいといえます。

また、楽曲を演奏又は歌唱する実演家(アバター化しようとする著名人がこれに当たる場合もあります。)には、著作権法上、著作隣接権としての実演家権が認められています

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(著作権法89条1項)。実演家権には実演を送信可能化する権利が含まれています(同法92条の2)ので、例えばメタバース上でのパフォーマンスに際してインターネット上に楽曲のアップロードを必要とする場合には実演家権の利用についての許諾も必要となります。ただし、実演家の著作隣接権は契約によってレコード会社に譲渡されていることも多いため、実演家権の帰属主体の確認が必要となります。また、実演家は自己の名誉又は声望を害するような実演の改変を受けない権利(同一性保持権)を含む実演家人格権を一身専属的な権利として有していますので、上述の作曲家及び作詞家の著作者人格権に関して述べたものに類似する注意が必要です。

さらに、既存のCD音源をそのまま利用する場合、当該CDに最初に音を固定したレコード会社には著作隣接権としてのレコード製作者の権利が認められている(著作権法89条2項)ことに留意が必要となります。レコード製作者の権利には実演家と同様、レコードの送信可能化権が含まれますので、遂行しようとするビジネスとの関係でレコード会社の許諾も必要かどうかを検討する必要があります。

### (iii)既存のダンス(振付)を利用するために必要な契約

アバター化する著名人がアイドルやダンスユニットである場合、アバターにおいてダンスパフォーマンスを行うことも考えられます。既存のダンスを利用する場合に、当該ダンスがありふれた振付けの組み合わせにとどまらず、作者(振付師)の個性が表現として表れているものである場合には、著作物として著作権法により保護される可能性があります。したがって、この場合は、ダンスの著作権者である振付師又はダンスの著作権の管理主体からの許諾の取得を検討する必要があります。なお、ダンスに著作権が認められる場合、著作権者である振付師には著作者人格権も認められます。

### (iv)その他のコンテンツの利用の可能性

上記(1)乃至(3)において述べたほか、本件ビジネスにおいては、現実の建築物、衣服を含むアイテム、ライブイベントで使用した舞台設備や映像等をメタバース上で実現することが考えられます。このような場合においても、これらの既存のコンテンツについての著作権等の権利が他者に帰属するときは、当該権利者からの許諾の取得を検討する必要があります。しかし、そもそも既存のコンテンツが著作権法等の法律による保護の対象になるか、著作権法等による権利制限規定の適用があるかといった点は、メタバース上でのコンテンツ利用を法律が想定していない場合があること等により判断が難しいこともあり得ますので、既存のコンテンツとの関係でいかなる当事者と契約を締結すべきかについては弁護士等の専門家に意見を求めることが望ましい場合もあります。

## (2) 契約締結上の留意点

### (i) 定義条項の規定と慎重な定義づけの必要性

メタバースビジネスに限ったことではありませんが、新しい技術を利用した契約を締結する際には、新たな概念について必ずしも当事者間で認識を共有できていないと限りません。したがって、定義条項を規定し、各用語を契約目的との関係で必要十分に定義づけることが望ましいといえます。

例えば、上述のとおり「メタバース」は一般的に通用している定義がなく、非常に多義的に用いられている用語ですので、本件ビジネスを展開する仮想空間又は同空間で開催されるイベントを開催主体、期間、内容等の側面から詳細に定義づけることが考えられます。また、「アバター」も著作権法上の保護対象という単位で見ますと、外観を表現する「3Dモデル」とそれ以外の声や動きを表現する「音声データ」や「モーションデータ」に分けて定義づけを行うことが有用である場合があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## (ii)許諾の範囲

既存のコンテンツの権利者から許諾を受ける場合の、メタバースビジネスにおいて特殊な留意点としては、メタバースには国境の垣根がなくインターネットを通じて世界中の人々が同時接続することができることから、既存コンテンツを「全世界において」利用することの許諾を得ることが望ましいといえます。

## (iii)既存コンテンツを利用した成果物の帰属

本件ビジネスを行う主体としては、例えば、著名人の許諾を得て作成した当該著名人を模したアバターの3Dモデルに係る権利を十全に取得しなければ意図しているビジネスを展開できない場合があります。既存コンテンツを利用することの許諾に加えて、利用した結果としての成果物の権利の帰属は当事者にとって重要な事項になりますので、明確に規定する必要があります。

## 3 新たなコンテンツとの関係で必要となる契約

### (1) 契約主体及び概要

本件ビジネスにおいて新たに制作するコンテンツとの関係で必要となる契約もあります。本件ビジネスにおいて新たに必要となるコンテンツとしては、メタバース上のキャラクターとしてのアバター、メタバース上でライブイベントを行う場合のライブステージや演出、新たな楽曲や音声を利用する場合には当該楽曲や音声が考えられます。以下では本件ビジネスを行う主体が、自らコンテンツを制作する能力を有していないことを前提に、メタバース上におけるアバターを制作するにあたって、いかなる相手方との間で契約が必要かを考察します。

アバターとは、「『化身』を意味し、メタバースにおいて、ユーザーのアイデンティティを表象するもの」をいい注2、その外観や操作方法等の組み合わせにより様々なバリエーションが考えられま

す。もともと、その構成要素を大きく分類すると、外観を表現する3Dモデルと、動きや声を表現する外観以外の要素に分けることができます。

まず3Dモデルは、創作性を有する場合が多いと解され、その場合は当該3Dモデルを創作した者に当該3Dモデルについての著作権及び著作者人格権が生じます。ただし、著作権については、当該創作者が法人その他使用者(以下「法人等」といいます。)の発意に基づき、当該3Dモデルをその法人等の業務に従事する者として職務上作成し、その法人等がこれを自己の著作の名義の下に公表する場合には、当該法人等が著作権者となります(著作権法15条1項)。したがって、アバターを利用するためには、3Dモデルの制作を委託するとともに、3Dモデルの創作者又はその法人等から同モデルに係る著作権の譲渡又は利用の許諾を受け、かつ、創作者から著作者人格権を行使しない旨の合意を取り付ける必要があります。

次に、アバターの声や動きについては、そのもととなる演者(いわゆる「中の人」)の声や動きが著作権法上の「実演」に当たる場合には、当該声や動きを利用することについて当該演者の実演家権の利用について許諾を取得する必要があるかが問題となります。まず、そもそも演者の声や動きが著作権上の「実演」に該当するかを検討する必要がありますが、「実演」とは「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること」又は「これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するもの」をいいます(著作権法2条1項3号)。したがって、演者の行為が「実演」に該当するかは上記定義を踏まえて個別具体的に判断せざるを得ませんが、裁判例注3によると「実演家に著作隣接権が認められる根拠は、著作物の創作活動に準じたある種の創作的な活動が行われる点に求められる」とされていますので、演者の行為に創

注2 Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会「中間とりまとめ(案) (これまでの議論の整理)」8頁(2023年1月27日)

注3 知財高判平成26年8月28日判時2238号91頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



作的要素が認められるか否かが重要と考えられます。

演者の行為が著作権法上の「実演」に該当する場合には、当該演者には当該実演に係る録音・録画権（著作権法91条）及び送信可能化権（同法92条の2）を含む実演家権及び実演家人格権が認められますが、本件ビジネスを行う主体は当該演者から許諾を取得する必要があるかが問題となります。アバターをメタバース上に反映させる方法としては、モーションキャプチャ等の技術を利用して声や動きをデータ化し、当該データと3DCGとを同期させたアバターデータをメタバース上にアップロードするケースが多いと思われます。ここで、動きをデータ化するに当たって演者自身の動きの録画を伴わない場合（例えば、演者に取り付けたマーカの位置のみをトラッキングしてデータ化する場合）に、当該データ化が「実演」の「録画」に当たるか、及び、演者の動きを反映させたアバターデータのアップロードは「実演」の「送信可能化」に当たるかという点が問題となり得ます。この点は議論のあるところですが、上記裁判例の示すように実演家権の趣旨が著作物の創作活動に準じた活動の保護にあることからすれば、利用行為において演者による実演の創作性（個性）を感得できるか否かが重要な基準となり得ると考えます<sup>注4</sup>。もっとも、実務的には声や動きのデータ化及びアバターデータのアップロードのいずれにも実演家権が及び得ることを念頭に、演者から許諾を取得することが望ましいと解されます。

## (2) 契約締結上の留意点

### (i)制作委託物の仕様や制作方法に関する条項

上記のとおり「アバター」といっても様々な要素の組み合わせから成るデータ群であり、比較的新しい概念であるがゆえに委託者と受託者との間で必ずしも完成品のイメージ

が共有できているとは限らない点に注意が必要です。また、本件ビジネスを行う主体自身がメタバースのプラットフォームではない場合、当該メタバースにアップロード可能なコンテンツの仕様をプラットフォームが利用規約において詳細に規定している場合があり、当該仕様を満たさないとコンテンツを出展できない可能性があります。

したがって、委託者としては出展先のプラットフォームの利用規約等を確認して可能な限り詳細にアバター等のコンテンツの仕様を規定することが望ましいです。必要な仕様を事前に把握できない場合や時間的制約がある場合のようにあらかじめ詳細な仕様決定ができない場合には、製作工程を細かく区切り、各段階ごとに協議を行う等により適時の軌道修正が可能な制作方法を規定することも考えられます。

### (ii)第三者の権利非侵害の表明・保証

新たな技術を利用した分野においては、ソフトローも含めた法的規制が整わないうちに実務が先行する傾向にあるため、一種のモラルハザードが生じている可能性があります。例えば、納入されたアバターデータが第三者の著作権を侵害するものである場合、委託者が当該データをメタバース上にアップロードする行為は当該第三者の著作権侵害を構成する可能性を否定できません。そこで、委託者としては、納入されるデータが第三者の著作権その他の権利を侵害するものでないことを受託者に表明・保証させ、これが事実と反する場合の補償責任を規定することが有用です。

<sup>注4</sup> 栗原佑介「メタバースを中心とするバーチャルリアリティにおける著作権法の「実演」に関する一考察—「その実演」の意義を中心に—」情報通信政策研究6巻2号(2023)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 4 メタバース上にコンテンツを出展するために必要となる契約

### (1) 契約主体及び概要

本件ビジネスを行う主体が、アバターを活動させるためのメタバースをプラットフォームとして自ら有していない場合には、そのようなプラットフォームを提供する者との間でコンテンツを出展するための契約を締結する必要があります。これはプラットフォーム側の利用規約に同意するという形でなされることもあります。

### (2) 契約締結上の留意点

#### (i) アップロードしたデータに係る権利の帰属

一般的にビジネスを展開する「場」としてのメタバースを提供するプラットフォーム側の交渉力が大きくなる傾向にあるため、利用規約においてアップロードされたデータに係る権利がプラットフォーム側に帰属する条項や、当該データの利用をプラットフォームに無償で永久に許諾する旨の条項が規定されている場合がありますので、本件ビジネスを行う主体としては留意が必要となります。プラットフォームの利用規約を慎重に確認し、修正等を要する部分については個別契約において対応する等の工夫が必要となります。

#### (ii) メタバース内の画像・映像の配信等

本件ビジネスを行う主体としては、メタバースにおいてエンターテインメントを提供することに加えて、事後的に当該メタバース内での画像や映像を販売又は広告宣伝に利用することも含めたビジネス展開を意図している場合があります。しかし、メタバース内の画像・映像の配信については、メタバースそのものについてのプラットフォームの権利のみならず、他の出展者が出展した創

作物が写り込む可能性から当該第三者の創作物に係る権利との関係でも権利処理が必要となり得ます。著作権法30条の2は、「写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」に際して、主たる被写体に付随して写り込む事物・音に係る著作物については軽微な構成部分にとどまるものであれば、正当な範囲内で利用できることを規定していますので、当該権利制限規定が適用される場合も考えられますが、必ずしも写り込みが軽微な構成部分にとどまらない可能性も考慮すると、全てを同規定により処理することは困難といえます。

そこで、プラットフォームとの契約又は利用規約において、メタバース内の画像・映像の利用についてどのような取り決めがなされているか、及びこれらの取り決めについて他の出展者が同意していることが出展の条件となっているかについては確認する必要があります。

## 第3 最後に

本稿では、現実に存在する著名人をアバター化し、メタバースにおいて当該アバターを通じてエンターテインメントを提供するというビジネスを想定して、そのようなビジネスにおいて必要となり得る契約実務について留意すべき点の一端をご説明しました。同様の形態のビジネスであっても、架空の2D又は3Dのキャラクターを実在の人間が操作するバーチャルYouTuber(Vtuber)や、漫画やアニメのキャラクターをメタバースにおいてアバター化する場合には、利害関係人や契約上の留意点は当然異なるものとなり得ます。

また、上記は日本法を前提にご説明をしましたが、メタバースには多様な国・地域から企業や個人が参加することから、個々の法的問題によっては外国の法令が適用される可能性

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

があることも考慮する必要があります。

メタバースやこれに関連するビジネスの発展には目覚ましいものがある反面、この分野におけるソフトローを含めた法的整備や法的問題点に関する議論は必ずしも十分にはなされていないのが現状です。このような新しい分野において起こり得ることを全て想定することは難しいかもしれませんが、メタバースビジネスに参入される方々において法的検討を行うに当たって本稿がその一助となれば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。